

東大阪市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市手数料条例の一部を改正する条例

東大阪市手数料条例（平成12年東大阪市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第112号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

東大阪市手数料条例新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の種類等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は次のとおりとし、これらの手数料は当該手数料を徴収する事務に係る申請等の際、当該申請等を行う者から徴収する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、後納させることができる。</p> <p>(1)～(111)の4 (略)</p> <p>(112) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> (平成14年法律第78号) <u>第163条の59第1項</u>の規定による許可審査手数料 1件 160,000円</p> <p>(113)～(116) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料の種類等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は次のとおりとし、これらの手数料は当該手数料を徴収する事務に係る申請等の際、当該申請等を行う者から徴収する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、後納させることができる。</p> <p>(1)～(111)の4 (略)</p> <p>(112) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> (平成14年法律第78号) <u>第105条第1項</u>の規定による許可審査手数料 1件 160,000円</p> <p>(113)～(116) (略)</p> <p>2 (略)</p>